

沼田市告示第215号

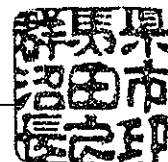
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、告示する。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から生ずる。

平成27年12月28日

沼田市長 横山 公一



変 更 調 書

(追貝地区)

町	字	地 番
利根町 追貝	上ノ原	1179の1、1180の1、1181～1184、1196～1210、甲1211、1211乙、1212～1247、 1255の1～1255の4、1256～1263、甲1264、乙1264、1265～1275、1276、 1277の1、1277の2、1278～1297、1305、甲1308、1308の2、1309、1310の1、 1310乙、1310の3、甲1314、乙1314、1315～1324、1327の1～1327の3、 1328～1333、1334の1～1334の3
	猪子坂	1338の1、1343、1346、1347の1～1347の3、1348の1～1348の3、1349、1350、 甲1352、乙1352、1353～1355、1356の1、1356の2、1360、1361、1363の1、 1363の2、1364の1～1364の3、1365、1366乙、1366の1、1366の3、1366の4、 1367の1～1367の3、1368の1～1368の3、1369の1～1369の3、1370甲、1370乙、 1371の1、1371の2、1372の1～1372の3、1373の1～1373の3、1374、1375、 1383、1384、1385の1～1385の3、1386～1395、1396の1、1396の2、1397、 1398の1、1398の2、1399の1
	村 木	1549の1、1550の1～1550の3、1551、1552、1553の1、1554～1557、1558甲、 1558乙、1559の1、1559の4、1569の1、1570
	越 蒔	1571の1、1572～1582、1583の1、1583の2、1584の1、1585～1595、 1596の1～1596の4、1597の1、1597の2、1598～1613、1614甲、1614乙、 1615～1628
	浅間戸	1629甲、1638甲、1638の2、1650の2、1650の3、1651の1～1651の3、1652、 1655、1656の1、1656の3、1657、1658甲、1658乙、1659、1660、1661甲、 1661乙、1662～1665、1666の1、1666の2、1666の4、1666の6、1667、 1671～1675、1676の1～1676の3、1677、1678、1679の1～1679の3、1680、 1681、1682、1683の1～1683の3、1684の1、1684の2、1685の2、1686の1、 1687、1688、1689甲、1689乙、1690～1695、1696の1～1696の3、1697、1698、 1699の1、1699の2、1700の1、1700の2、1701～1711、1712甲、1712乙、 1713甲、1713乙、1714、1715、1716の1、1716の2、1717の1～1717の3
	小坂上	1718～1731、1732甲、1732乙、1733～1738、1739の1、1739の2、1740の1、 1740の2、1741の1～1741の3、1742の1、1742の2、1743の1～1743の4、 1744の1、1744の2、1745、1746の1、1746の3、1747、1748の1～1748の3、 1749～1751、1752甲、1752乙、1753、1754の1、1754の2、1755甲、1755乙、 1756～1763、1764の1、1764の2、1765の1、1765の2、1766、1767の1～1767の3、 1768、1769、1772～1776、1778甲、1778乙、1779

町	字	地番
利根町 追貝	北頭無	2189の1
	頭 無	2193～2195、2196の1、2196乙、2197、2198～2202、2203甲、2203乙、 2204の1、2205～2216、2217甲、2217乙、2218～2222、2224～2230、 2236～2244、2245甲、2245乙、2246～2252、2253の1、2253の2、 2254の1～2254の3、2255～2262
	水 向	2263～2267、甲2268、乙2268、2269、2271～2276、2277の1～2277の3、2278、 2279、2280の1～2280の6、2281～2283、2284甲、2284の2、2285～2287、 2288の1～2288の4、2289の1～2289の3、2290の1、2290の2、2291～2300、 2303～2307、2308の1、2308の3、2309、2310、2311の1、2311の2、 2312の1～2312の3、2313～2315、2317、2318、2322、2323甲、2323乙、2324、 2325の1～2325の3、2326の1～2326の3、2327、2328甲、2328乙、2329、2330、 2332～2335、2336甲、2336の2、2337
	水 無	2338の1、2339～2351、2352の1、2353甲、2353の2、2354、2355甲、2355乙、 2356甲、乙2356、2357、2358、2359の1、2360～2374、2375の1、2375の2、 2376の1、2376の2、2377の1、2377の2、2378の1、2378の2、2379、2380の1、 2380の2、2381、2382
	柏 出	2409～2411、2412甲、2412乙、2413、2414、2415甲、2415乙、2416甲、 2416乙、2417、2418、2419甲、2419乙、2420、2421、2422甲、2422乙、2423、 2424甲、2424乙、2425、2426の1、2427～2429、2430の1、2430の2、2431、 2432、2434～2436、2437甲、2437乙、甲2438、2438乙、2442、2443甲、 2443乙、2444甲、2444乙、2445、2446甲、2446乙、2447～2452、2453の1、 2454、2455
	北出口	2638、2639甲、2639乙、2640、2641、2642の1、2642甲2、乙2642の1、2642乙、 2643～2648、2649甲、2649乙、2650、2651の1～2651の3、2652、2653甲、 2653乙、2654～2656、2661～2665、2666甲、2666乙、2673

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）を沼田市利根町追貝字追貝原に変更する。

変 更 理 由 書

市営追貝土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字区域の変更をする必要が生じたため。

事業の概要

- | | |
|--------|---------------|
| 1 事業名 | 市営追貝土地改良事業 |
| 2 事業主体 | 沼田市（旧利根村） |
| 3 事業年度 | 昭和50年度～昭和55年度 |
| 4 事業面積 | 97.6ha |